

(仮称)ともば！たわらもと  
指定管理者  
募集要項

令和7年12月  
田原本町

## (仮称)ともば！たわらもと指定管理者募集要項

### 1. 趣旨

(仮称)ともば！たわらもと指定管理者募集要項（以下「本要項」という。）は、やすらぎ公園（令和8年3月末廃止）、田原本町老人福祉センター（令和8年3月末廃止）及び令和7年度末に公園整備工事が完了する旧清掃工場跡地（あわせ(仮称)ともば！たわらもと以下「本件公園」という。）の管理運営について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、田原本町公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成17年12月田原本町条例第30号）第2条及び田原本町公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則（平成17年12月田原本町規則第22号）の規定に基づき、本件公園に係る指定管理者の募集を行うために必要な手続き等を定めたものです。

### 2. 施設概要

本件公園の概要は、下表のとおりです。

#### (1) 名称・所在地・管理面積

名称	所在地	管理面積
やすらぎ公園	田原本町大字金剛寺51番地	約7,784m <sup>2</sup>
(仮称)ともば！たわらもと休憩施設（田原本町老人福祉センター）	田原本町大字金剛寺39番地	約4,924m <sup>2</sup>
旧清掃工場跡地	田原本町大字西竹田279番地他	約8,095m <sup>2</sup>

施設の名称	(仮称)ともば！たわらもと休憩施設
施設の所在地	田原本町大字金剛寺39番地
建築年	昭和50年 うち浴場棟は昭和60年（指定管理対象外）
施設の構造等	構造：鉄骨造平屋建（一部RC造） 敷地面積：4,924.57m <sup>2</sup> 延床面積：731.68m <sup>2</sup> 付帯施設：屋内ゲートボール場1面 屋外ゲートボール場2面
開館時間	午前9時から午後5時まで
休館日	(1) 水曜日・金曜日 (2) 12月28日から翌年1月4日まで

#### (2) 設置目的

本町では、令和8年春に開園する旧清掃工場跡地、やすらぎ公園を一体活用した新たな防災機能を備えた公園【(仮称)ともば！たわらもと】の整備を進めています。令和7年度に廃止される老人福祉センターも一体的な活用に加わり、すべての世代の市民が心地よく過ごせる「みんなの居場所と出番」を創出し、自然に笑顔が生まれ、心から安らげるコミュニティ空間を提供していきたいと考えています。(仮称)ともば！たわらもとの中央に広がる芝生広場が市民の憩いの場として機能し、災害時には防災ヘリコプターの離発着が可能な広場としても利用されます。防災設備として、かまどベンチ、防災パーゴラ、屋外トイレ（防災機能付き）、マンホールトイレ、防災啓発看板などを設置し、日常の公園利用の中で防災意識を高められる場所を提供します。

老人福祉センターについては、廃止に伴いコミュニティスペースとしての役割を今後も維持

してほしいという意見を頂いています。しかし、施設は築50年以上経過しており、改築や修繕には多大な費用がかかります。そのため、大規模な工事は行わない方針としていますが、健全な部分については、地域のコミュニティの場として可能な限り活用したいと考えています。

具体的には、屋外施設においては、屋根付き広場や球技広場として、屋内施設においては、公園利用者の休憩施設としての利用や、催し物の際に利用できる貸し部屋として活用する予定としています。

また、今後は公園の賑わいを一層促進するため、行政だけでなく民間の活力も取り入れた指定管理制度を検討しております。

### 3. 管理の条件等

#### (1) 指定の期間等

やすらぎ公園及び旧清掃工場跡地については、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで、(仮称)ともば！たわらもと休憩施設については令和8年4月20日から令和13年3月31日までとします。

本業務に係る事業年度は、令和8年度については令和8年4月1日から令和9年3月31日まで、令和9年度については令和9年4月1日から令和10年3月31日まで、令和10年度については令和10年4月1日から令和11年3月31日まで、令和11年度については令和11年4月1日から令和12年3月31日まで、令和12年度については令和12年4月1日から令和13年3月31日までとします。

ただし、町が指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部の停止を命じることができます。この場合、指定管理者の損害について、町は賠償しません。また、指定を取り消した場合等においては、違約金を徴収するとともに、取消し等に伴う町の損害について、指定管理者に損害賠償を請求することができます。

また、本件公園の施設及び設備の老朽化、公共施設の再編整備等に伴い、本件公園の全部又は一部を廃止、用途変更、統合等をすることとなった場合、指定管理者の指定を取り消し、又は指定管理業務の全部又は一部の停止を命じることができます。この場合における指定管理料の減額、損害賠償等については、町と指定管理者との協議により決定するものとします。

#### (2) 指定管理者が行う業務

- ① 本件公園の利用の許可に関する業務
- ② 本件公園の利用の停止又は利用の許可の取消しに関する業務
- ③ 本件公園の使用料の収納、減免及び還付の受付に関する業務
- ④ 本件公園の施設、設備及び物品の維持管理に関する業務
- ⑤ 本件公園の管理運営に関し必要と認められる業務
- ⑥ その他、町長が認める業務

なお、業務の範囲の詳細については、本件公園指定管理者業務仕様書に定めるとおりとします。

#### (3) 管理の基準

- ① 法令等の遵守
  - ア 地方自治法及び同施行令
  - イ 消防法、電気事業法その他設備維持、建物の維持管理に関する法令、設備保守点検に関する法律等
  - ウ 本件公園条例、その他関連する規則等
  - エ 労働基準法その他労働関係法令
  - オ 田原本町個人情報保護条例、田原本町情報公開条例

かその他指定管理業務を行うにあたり厳守すべき関係法令、通知等

※指定管理期間中に上記の法令等に改正があった場合は、改正された内容によるものとします。

## ② 指定管理業務の一括委託の禁止

指定管理業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることを禁止します。ただし、指定管理業務の一部を委託し、又は請け負わせることについて、あらかじめ町長の承認を得た場合はこの限りではありません。

## 4. 管理運営に要する経費等

(1) 本件公園の指定管理業務に係る経費に充てるため、町は指定管理者に対して指定管理料を支払います。

指定管理料は、申請の際に提案された収支予算書を基本として、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに予算の範囲内で、町と指定管理者が協議して協定書で定めます。また、協定締結後の事由により指定管理料に不足が生じた場合であっても原則として補填しないものとし、余剰が生じた場合であっても原則として精算しないものとします。

なお、自主事業を実施する場合、その収入は指定管理者の収入となります。指定管理料を自主事業に係る経費に充てることはできません。

(2) 令和8年度における指定管理料の上限額は、14,150,000円とします。令和9年度から令和12年度までの各会計年度における指定管理料の上限額は、各会計年度当たり15,000,000円とします。

(3) 管理運営に要する経費等の詳細については、別に定める（仮称）ともば！たわらもと指定管理者仕様書のとおりとします。

## 5. 申請資格等

### (1) 申請資格

本件公園の指定管理者の指定申請を行うことができる資格は、次の各号に定める資格を全て満たすこととします。

- ① 法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- ③ 田原本町暴力団排除条例（平成23年12月田原本町条例第21号）第6条に規定する者及び第8条第1項に規定する暴力団関係事業者に該当しないこと。
- ④ 田原本町工事等契約に係る入札等参加停止措置要項（平成25年8月田原本町告示第43号）第3条第1項の規定に基づく入札等参加停止措置を受けていないこと。
- ⑤ 裁判所に民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続、破産法に基づく破産手続（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算手続が係属していないこと。
- ⑥ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び市区町村税を滞納していないこと。
- ⑦ 田原本町政治倫理条例（平成11年12月田原本町条例第25号）第4条第1項に該当しないこと。

<共同事業体の場合の注意事項>

※1 共同事業体として申請する場合は、共同事業体を構成する全ての法人等について、上記申請資格の全てを満たす必要があります。

※2 共同事業体の構成員として申請する場合は、単独の法人等として申請することはできません。また、2以上の共同事業体の構成員として申請することもできません。

※3 共同事業体の代表法人等の変更、共同事業体の構成員の変更等は、原則として認めません。

## (2)失格等

指定管理者指定申請書の提出から指定管理者の指定までの間に申請資格の全部又は一部を欠くこととなった場合は、当該申請者を失格とし、指定管理者の候補者及び次点候補者としての資格を取り消す場合があります。

また、故意又は重大な過失により提出書類等に虚偽があったとき、審査の公平性を害する行為があったときその他の指定管理者の候補者及び次点候補者として不適格と認められるときも同様とします。

## 6. 募集及び選定等に関するスケジュール

募集及び選定等に関するスケジュールの概略は次のとおりです。ただし、選定等の進捗状況により変更する場合があります。

募集の告示	令和7年12月25日(木)
募集要項等の配布	令和7年12月25日(木)～
現地見学会参加申込の受付（希望者のみ）	令和7年12月25日(木)～1月8日(木)
現地見学会（希望者のみ）	令和8年1月13日(火)
質疑の受付	令和8年1月13日(火)～1月19日(月)
質疑への回答	令和8年1月22日(木)(予定)
申請書類の受付	令和8年1月28日(水)～2月4日(水)
第1次審査（書面審査）	令和8年2月上旬(予定)
第2次審査（プレゼンテーション審査）	令和8年2月上旬(予定)
選定結果の通知	令和8年2月中旬(予定)
指定管理者の指定	令和8年3月議会後(予定)
指定管理者との協定締結	令和8年3月議会後(予定)
指定管理期間の開始	令和8年4月1日(水)

なお、第1次審査を行わない場合は、以降の日程を繰り上げる場合があります。

## 7. 募集要項等の配布

### (1)募集要項等の配布期間

令和7年12月25日(木)から

### (2)募集要項等の配布方法

募集要項等は、田原本町ホームページに掲載する方法により配布します。窓口配布、郵送配布等は行いません。

田原本町ホームページのURL <http://www.tawaramoto.nara.jp/>

## 8. 現地見学会（希望者のみ）

申請を予定している法人等を対象として、現地見学会を次のとおり開催します。

なお、現地見学会への参加は必須ではありません。

### (1)申込書受付期間

令和7年12月25日(木)から令和8年1月8日(木)午後5時まで(必着)

ただし、田原本町役場の開庁日の午前8時30分から午後5時までに限る。

### (2)申込方法

現地見学会への参加を希望する法人等は、現地見学会参加申込書（様式第8号）を電子メールで「14. 担当部署」に記載する担当宛に提出してください。また、メール送信後、電話で受信確認をしてください。

### (3)開催日時

令和8年1月13日（火）

開始時刻については参加申込書受付後に個別にお知らせします。

（4）その他

- ・参加人数は、1法人等につき2人以内とします。
- ・参加に当たっては公園整備工事の為、工事の妨げにならないよう充分に注意してください。

## 9. 質疑の受付及び回答

募集要項、仕様書等に関する質疑を次のとおり受け付けます。

（1）受付期間

令和8年1月13日（火）から令和8年1月19日（月）午後5時まで（必着）

ただし、田原本町役場の開庁日の午前8時30分から午後5時までに限る。

（2）受付方法

質疑書（様式第9号）を電子メールで「14. 担当部署」に記載する担当宛に提出してください。また、メール送信後、電話で受信確認をしてください。

（3）質疑に対する回答

質疑に対する回答は、令和8年1月22日（木）午後5時までに田原本町ホームページに掲載する予定です。

（4）その他

- ・意見の表明と解されるもの、質疑内容が不明瞭なもの等については回答しません。

## 10. 申請書類の受付

本件公園指定管理者の指定に係る申請書類を次のとおり受け付けます。ただし、申請書類に不足・不備がある場合等、受付できない場合があります。

（1）受付期間

令和8年1月28日（水）から令和8年2月4日（水）午後5時まで（必着）

ただし、田原本町役場の開庁日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までに限る。

（2）受付方法

持参、郵便又は信書便（郵便又は信書便については、期限内必着）で「14. 担当部署」に記載する担当宛に提出してください。

（3）提出部数

正本1部、副本1部、副本をスキャンしたPDFデータ一式を記録したCD-R等の電子記録媒体（USB不可）1枚。

※1 各種証明書等の原本は正本に添付し、副本にはそのコピーの添付で可とします。

※2 副本については、全ての書類において法人等の名称、代表者氏名、法人等の印影、代表者の印影等、法人等を特定できる情報を黒塗りその他の方法により削除して提出してください。削除が不十分な場合は、その補正を指示し、または町が当該箇所を削除します。

※3 副本については、町で複写する場合があるため、ホチキスやインデックス等を使用せず、製本せずに提出してください。

（4）申請書類

申請書類は次のとおりです。

番号	提出書類	様式番号
①	指定管理者指定申請書	様式第1号
②	共同事業体結成に係る協定書その他これに類する書類 ※ 共同事業体で申請する場合のみ必要。共同事業体の名称、構成員の名称、代表となる法人等の名称、代表者氏名、出資比率、役割分担及び責任の割合等、組織運営に	任意様式

	関する事項等を記載したもの。	
③	誓約書	様式第2号
④	法人等の概要調書	様式第3号
⑤	役員名簿	様式第4号
⑥	事業計画書	様式第5号
⑦	収支予算書	様式第6号
⑧	実績調書	様式第7号
⑨	法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※ 法人以外の団体の場合は会則等	
⑩	直近3事業年度の財務状況が分かる書類（貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類）	
⑪	国税（法人税、消費税及び地方消費税）についての納税証明書（様式その3の3）	
⑫	主たる事務所の所在地の市区町村税について滞納していない旨の証明書	

※1 共同事業体で申請する場合は、④、⑤、⑨～⑫については全構成員について提出が必要。

※2 ⑨、⑪及び⑫については発行から3ヶ月以内のものを提出してください。

※3 町が指示した場合を除き、申請書類の提出後の修正、追加等はできません。

## 1.1. 選定方法等

田原本町指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が「(4) 評価基準」に基づき審査を実施し、指定管理者の候補者及び次点候補者を選定します。なお、審査の詳細や具体的な日程等については個別に通知します。

### (1) 第1次審査（書面審査）

申請者が4者以上となった場合は、第1次審査として、申請書類の書面審査を実施し、第2次審査対象者を選定します。第1次審査については、全選定委員の評価点の合計点が高い者から順に上位3位までを第2次審査対象者として選定します。

なお、申請者が3者以下となった場合は、第1次審査を省略します。この場合、第2次審査の日程を早める場合があります。

### (2) 第2次審査（プレゼンテーション審査）

第2次審査として、申請書類に基づくプレゼンテーション審査を実施し、指定管理者の候補者1者及び次点候補者1者を選定します。第2次審査については、各選定委員から最も高い評価点を最も多く得た者を指定管理者の候補者として選定し、次点の者を次点候補者として選定します。各選定委員から最も高い評価点を最も多く得た者又は次点の者が複数あった場合は、その中で全選定委員の評価点の合計点が最も高い者を選定します。それでも同点となった場合は、その中から選定委員の多数決により選定するものとし、それでも同数となった場合は、委員長の決するところによります。

なお、指定管理者の候補者及び次点候補者となるためには、最低基準点（全選定委員の評価点の合計点が満点の6割以上）を満たす必要があります。最低基準点を満たさなかった場合は、申請者が1者のみの場合であっても指定管理者の候補者として選定しません。また、申請者が1者のみの場合であっても第2次審査は実施し、最低基準点を満たした場合は、当該申請者を指定管理者の候補者として選定します。

### (3) 審査結果の通知及び公表

第1次審査及び第2次審査の実施後、各審査対象者に対して文書により結果を通知します。また、指定管理者の候補者については、町ホームページで公表します。

(4) 評価基準

第1次審査（50点満点）

評価項目	評価事項	評価点
①基本方針	本件公園の果たす役割など、募集要項及び仕様書の趣旨を十分理解した実施計画となっているか。	5
②組織体制・人員体制	良好な管理運営を実施できる組織体制、人員体制（地元雇用の促進を含む。）が整っているか。	5
③運営能力	法人等の事業内容や管理運営実績等から、良好な管理運営を期待できるか。	5
④経費縮減	効率的な経費の執行による指定管理料の縮減が提案されているか。	10
⑤事業実施計画	事業実施計画が施設の維持管理に対する考え方及び方策が適当であるか。また、施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策、利用の促進、地域の活性化に寄与する方策について具体的かつ魅力的であるか。	5
⑥自主提案事業における賑わいの創出	若年層・子育て世代を中心とした賑わいの創出をする方策について具体的かつ魅力的な提案がなされているか。	5
	高齢者が安心して参加・交流できる賑わいの創出をする方策について具体的かつ魅力的な提案がなされているか。	5
	世代を超えた交流による賑わいの創出をする方策及び普段より防災意識を高める方策について具体的かつ魅力的な提案がなされているか。	10

第2次審査（100点満点）

評価項目	評価事項	評価点
①基本方針	本件公園の果たす役割など、募集要項及び仕様書の趣旨を十分理解した実施計画となっているか。	5
②組織体制・人員体制	良好な管理運営を実施できる組織体制、人員体制（地元雇用の促進を含む。）が整っているか。	5
③運営能力	法人等の事業内容や管理運営実績等から、良好な管理運営を期待できるか。	5
④経費縮減	効率的な経費の執行による指定管理料の縮減が提案されているか。	25
⑤事業実施計画	事業実施計画が施設の維持管理に対する考え方及び方策が適当であるか。また、施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策、利用の促進、地域の活性化に寄与する方策について具体的かつ魅力的であるか。	10
⑥施設等保守管理	本件公園の、設備、備品等について、適切な保守管理を実施できるか。	10
⑦苦情対応等	苦情・トラブル等に適切に対応し、及びこれらを予防・改善できるか。	5
⑧自主提案事業における賑わいの創出	若年層・子育て世代を中心とした賑わいの創出を	10

る賑わいの創出	する方策について具体的かつ魅力的な提案がなされているか。	
	高齢者が安心して参加・交流できる賑わいの創出をする方策について具体的かつ魅力的な提案がなされているか。	10
	世代を超えた交流による賑わいの創出をする方策及び普段より防災意識を高める方策について具体的かつ魅力的な提案がなされているか。	15

#### \*自主提案事業における賑わいの創出についての補足

指定管理者は、公園の特性を活かし、平常時から人が集い、交流が生まれる場を育てていく役割を担うものとします。

町としては、指定管理者による自主事業について、公園の賑わい創出とあわせて、事業者自らの創意工夫による収益の確保の両面から、公園運営の質が高まり、持続可能な運営につながることを期待しています。

賑わい創出については、いわゆるPDCAサイクルの考え方を参考にしつつ、成果の確認そのものを目的とするのではなく、取組の振り返りを次の工夫につなげ、賑わいが段階的に広がっていくことを目指した提案をお願いします。

また、自主事業による収益の確保については、事業者のノウハウやアイデアを活かし、参加費の設定、物販、サービス提供等、適切な範囲での収益化を含めた提案は可とします。

自主事業によって得られる収益を、公園運営やサービスの向上に還元することで、指定管理による運営が持続可能なものとなり、公園全体の価値向上につながることを期待しています。

#### 自主事業提案における賑わい創出の視点

自主事業の提案にあたっては、以下の3つの視点を参考に、それぞれについて具体的な内容の提案をお願いします。なお、いずれか一つに限定するものではなく、複数の視点を組み合せた提案も可能とします。

##### ① 若年層・子育て世代を中心とした賑わいの創出

こども、子育て世代、学生等が公園を日常的に利用し、継続して来園するきっかけとなる取組の提案をお願いします。

遊び、学び、交流、健康づくり等を通じて、平常時から人の流れが生まれるような内容を想定しています。

提案にあたっては、事業内容に加え、年間を通じた実施のイメージや実施頻度の考え方、想定する参加者層や規模を示すとともに、実施を重ねる中で内容を工夫し、より多くの利用や参加につなげていく視点を盛り込んだ提案をお願いします。

##### ② 高齢者が安心して参加・交流できる賑わいの創出

高齢者が無理なく参加でき、これまで培われてきた活動や交流が継続されるとともに、新たなつながりが生まれる取組の提案をお願いします。

老人クラブ等の既存団体との連携も視野に入れ、健康づくりや生きがいづくり、交流促進につながる内容を想定しています。

提案にあたっては、参加しやすさへの配慮や年間を通じた実施の考え方を示すとともに、取組を重ねながら内容を見直し、参加者や交流の広がりにつなげていく視点を盛り込んだ提案をお願いします。

### ③ 世代を超えた交流による賑わいの創出

特定の世代に限定せず、複数世代が自然に関わり合い、交流が生まれる場や機会を創出する取組の提案をお願いします。

日常的な利用とイベント等を組み合わせるなど、継続的な賑わいにつながる工夫を期待しています。

提案にあたっては、世代間交流を促すための仕掛けや、年間を通じた実施のイメージを示すとともに、取組の振り返りを次の取組につなげ、賑わいが段階的に広がっていくような考え方を盛り込んだ提案をお願いします。

### 自主事業提案にあたっての共通事項

自主事業の提案にあたっては、単発的な取組にとどまらず、年間を通じた継続的な実施を意識した内容としてください。

実施頻度や成果の捉え方については、数値に限らず、事業者の考え方や工夫が伝わる形で示していただき、取組を育てていく姿勢が感じられる提案をお願いします。

### (5) 社会的な価値の勘案

別紙「プロポーザル審査における社会的な価値の勘案基準」に規定した項目のいずれかに該当する場合、第1次審査、第2次審査ごとに、総評価点の2%を加点します（第1次審査の場合1点を加算し51点満点とし、第2次審査の場合2点を加算し102点満点とする。）。また、複数の評価項目に該当する場合でも、加点の上限は第1次審査で1点、第2次審査で2点とします。

### (6) 第2次審査におけるプレゼンテーションの方法は次のとおりです（詳細については別途通知します。）。

- ① 実施日時は、「6. 募集及び選定等に関するスケジュール」を参照してください。
- ② 実施場所は、田原本町役場本庁舎の会議室を予定しています。
- ③ 参加人数は、1申請者につき3人以内とします。
- ④ 持ち時間は、1申請者につき40分間程度とし、プレゼンテーション30分以内、質疑応答10分程度とします。
- ⑤ パソコン、プロジェクター等の使用は可とします。ただし、必要機器等は申請者の責任において準備してください。
- ⑥ プrezentationは、法人等を特定できる情報を伏せて実施してください。
- ⑦ プrezentationで使用できる資料等は、申請者が提出した申請書類の副本と同一内容のもののみとし、追加資料の配布等はできません。
- ⑧ プrezentationは、非公開で実施します。

## 1.2. 指定管理者の指定等

指定管理者の候補者の選定後、町と指定管理者の候補者との間で、指定及び協定締結に向けた協議を行います。この場合において、協議が不調となったときは、次点候補者と協議を行います。

その後、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき田原本町議会の議決を経て、指定管理者の候補者又は次点候補者を指定管理者に指定します。ただし、田原本町議会の議決が得られない場合又は議決を得るまでの間に指定管理者として指定することが不適当と認められる事由が生じた場合は、当該候補者を指定管理者に指定しません。これらの場合、当該候補者が申請に関して負担した費用及び本件公園の管理運営の準備のために負担した費用等について、田原本町は一切補償しません。

### **1 3. その他**

- (1) 指定管理者指定申請に要する費用は、全て申請者の負担とします。
- (2) 町に提出された申請書類等は返却しません。
- (3) 町に提出された申請書類等が著作物（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物をいう。以下同じ。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権（著作権法第17条第1項に規定する著作者人格権をいう。以下同じ。）及び著作権（著作権法第17条第1項に規定する著作権をいう。以下同じ。）は、申請者に帰属するものとします。ただし、申請者は、本件公園の指定管理者の指定手続きに必要な範囲内における町の当該著作物の使用等に対して、当該著作物に係る著作者人格権を行使しないものとします。また、申請者は、本件公園の指定管理者の指定手続きに必要な範囲内において町が当該著作物を複製し、及び当該著作物の内容及び趣旨に変更を生じさせない限りにおいて当該著作物を翻案等することを無償で許諾するものとします。
- (4) 町に提出された申請書類等は、田原本町情報公開条例（平成11年12月田原本町条例第2号）に基づき開示する場合があります。
- (5) 審査内容及び結果等に関する問合せには応じません。
- (6) 指定管理者指定申請書の提出後、指定管理者の指定を辞退する場合は、遅滞なく指定管理者指定辞退届（様式第10号）を「14. 担当部署」に記載する担当宛に提出してください。

### **1 4. 担当部署（提出先及び問合せ先）**

〒636-0392

奈良県磯城郡田原本町890-1

田原本町 産業建設部 まちづくり建設課 担当：生嶋

電話番号：0744-32-2901（内線261）

E-M a i l : kensetsu@town.tawaramoto.nara.jp